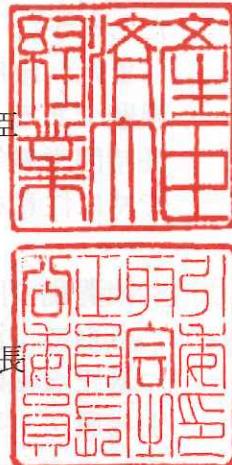


20171016 中第2号
公取企第92号
平成29年11月15日

関係事業者団体代表者 殿



下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）違反行為への厳正な対処を行うとともに、同法の普及啓発を行っております。

<取引先の置かれている現状>

我が国経済は、景気の緩やかな回復基調が継続する中、中小企業の業況も緩やかに改善していますが、原材料価格の上昇や人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにする必要です。

<下請法への理解と代金支払方法の適正化について>

昨年12月には、経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要であるとの政府の問題意識の下、①違反行為の未然防止や事業者からの情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正するとともに、②「親事業者による下請代金の支払いについて」として、

- ✓ 下請代金の支払いはできる限り現金によること
 - ✓ 手形による場合は割引料を下請事業者に負担させることがないよう下請代金の額を十分に協議すること
 - ✓ 手形サイトは将来的に60日以内とするよう努めること
- を旨とした通達を発出し、下請取引の適正化に努めるよう親事業者、業界団体に要請したところです。

＜周知及び実施のお願い＞

貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なしづ寄せが生じることのないよう、別紙の記載事項について、所属事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるようお願いいたします。

また、政府が進める「働き方改革」においても事業者間の取引条件の改善が課題であるとされています。例えば、極端な短納期発注等は、取引先における長時間労働等につながる場合があり、下請法等の違反の背景にもなり得ますので特に注意を促すようお願いいたします。

＜消費税の円滑・適正な転嫁について＞

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）が、平成25年10月1日から施行されています。貴団体におかれましては、所属事業者に対し、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう周知徹底していただくよう併せてお願いいたします。